

**鳥取県告示第 463 号**

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、塩見川水系河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第 6 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

「次のとおり」は省略し、その計画書を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所並びに鳥取市都市整備部都市建設課及び鳥取市福部町総合支所に備え置いて一般の縦覧に供する。